

## 「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」開催のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部

高所からの墜落による労働災害を防止するため、関係政省令の改正が平成30年6月に公布等され、平成31年2月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の主な内容は、「安全带」が「墜落制止用器具」に変更され、墜落制止用器具としては「フルハーネス型」を使用することが原則とされます。

また、「高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合にフルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行う労働者」に対して、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第41号)の規定により、事業者には特別教育の実施が義務付けられました。

この特別教育は、施行に猶予期間を設けることなく、平成31年2月1日から適用されることとなっています。また、安全衛生特別教育規程第24条に、学科教育4.5時間以上、実技教育1.5時間以上の教育を行なうことが規定されています。

今般、当協会東部支部でこの特別教育を下記のとおり実施することとしました。御社の従業員の中で、当該業務に従事している方、あるいは従事することが予定される方は、この機会に是非とも受講いただきますようご案内いたします。

### 記

- 1 日 時 ① 学科：平成30年12月10日(月) 8:50~14:30  
実技：平成30年12月11日(火)の2時間

又は

- ② 学科：平成31年1月17日(木) 8:50~14:30  
実技：平成31年1月18日(金)の2時間

- 2 場 所 鳥取市若葉台南1丁目17番地 鳥取県労働基準協会

- 3 日 程 (①、②のいずれの場合も同じ日程です。)

	科 目	時 間	講 師
学 科	作業に関する知識	8:50~9:50	一級技能検定員 一級とび技能士 吉森 英樹 氏
	フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識	10:00~12:00	
	(休憩)	12:00~13:00	
	労働災害の防止に関する知識	13:00~14:00	
	関係法令	14:00~14:30	

実 技	フルハーネス型墜落制止用器具の使用法等	a 10:00~12:00 b 13:00~15:00 c 15:00~17:00 a~c のどれかの時間帯	同 上
--------	---------------------	---	-----

- 4 受講料 労働基準協会員事業場 1人 10,000円  
 非労働基準協会員事業場 1人 12,000円  
 ＊受講料の中には、特別教育用テキスト「フルハーネス型墜落制止用器具の知識」（本体900円＋税）の代金等を含みます。

- 5 申込方法 下記の受講申込書に受講ご希望の開催日、受講者名等をご記入の上、受講料を添えて当協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17)へ申し込み下さい。郵送又はFAX(0857-52-5061)でも受付けますが、その場合、受講料は開催日の7日前までに現金書留か下記の銀行へ振込みをお願いします。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座No.0051204  
 名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

- 6 申込期限 平成30年11月30日(金)まで

- 7 実技教育当日の受講者持参品等

- (1)「フルハーネス型墜落制止用器具、ランヤード」一式  
 (2) ヘルメット他、実技教育受講に相応しい服装



- 8 その他

- (1) 受講ご希望日にお応えできない場合があることをあらかじめご了承ください。その場合は、事前にご連絡いたします。当協会から特段の連絡がない限り、受講当日、直接会場にお越し下さい。



- (2) 受講申込み後の取消しは、開催日の7日前までに連絡があった場合を除き、受講料はお返できませんのでご了承ください。

- (3) 「特別教育・能力向上教育等受講証」又は「特別教育等受講者記録」をお持ちの事業場は、当日、受講者に持参させ、受付の際に渡して下さい。なお、受講者には、各人ごとに修了証を交付します。

- (4) 講習会場周辺には飲食店等が少ないので、弁当等を準備されることをお勧めします。

- (5) 当会館駐車場は約25台駐車できます。この駐車場が満車の場合に限って右地図のP1、P2の駐車場をご利用ください。



( 本教育の照会先電話番号 0857-52-5060 )

